

ベンチャー部門進歩プログラム改定にかかるQ & A

Ver1.0

平成23年7月5日
日本連盟プログラム委員会
(VS隊長向け資料として作成)

添付資料： 改定に関わる検討協議の経過表(年表)

添付資料： 2/20S教育推進会議資料抜粋(研究開発協力団最終報告書抜粋、検討の経過と提言)

以下の質問と回答(Q & A)は、上記に記載のとおり、各組織を通じて届いた期間中のご質問に対して記載しています。まず全てをご一読ください。今後も、下記に記載以外の新たな質問等に関しては、必ず県連盟等の組織内でご確認の上(県連盟内協議により別に対応を定める場合があり、個別のご質問にはお答えできないことがあります)取りまとめて日本連盟プログラム委員会までお送りください。質問が到着次第に協議し、更新しながら掲載していく予定です(概ね1ヶ月毎)。

Q01 VS部門進歩プログラム改定の目的とは何ですか？

A 改定に至る検討経過の詳細に関しては、最初に、添付資料の 及び をご一読ください。

それ以前の改定に至る経緯としては、現行のVS部門プログラムが、平成9年度の創設以来(それまではシニア部門プログラム)平成22年度で13年目となりましたが、平成17年度に「ベンチヤースカウトの現状に関するアンケート調査」を実施しその回答を集約した結果、以下の現状における問題点が浮上しました。

恒常的な少人数による活動(4割の隊が隊会議・集会や運営会議を定期的に開催できていない)

1%に満たない富士章受章率(身近に富士章受章スカウトの存在が見えない)

ボーイスカウト部門との累進性や継続性(の欠如。BSプログラムのリセット。野営技能低下)

専門性のある高度な活動(十分に実施されていない。実施できない)

この問題点を解決していくために、平成19年度事業計画の重点事業として掲げられた「ベンチャー部門とボーイ部門の統合再編の試み」から最終的には「ボーイ部門との継続性や累進性等を充分考慮しつつ、一体的な検討を行なう」こととなり、全国10県連盟の11こ団による研究開発協力団の協力を得て研究開発を実際の隊活動で行いながら、研究協議会での討議、タスクチーム編成による規程改正内容の協議を経て、日本連盟プログラム委員会として最終改正内容を定め、改定が承認されたものです。

従いまして、改定の目的は前記問題点 ~ の解決となります。

但し、シニアからベンチャー移行の際とは異なり、組織や運営も含めた部門の全面改正(フルモデルチェンジ)ではなく、ボーイ部門との進歩課程における累進性、継続性に焦点を当てた、ベンチャー部門の進歩課目のみの改定としています。

Q02 今回の改定は、対象年齢も狭められ、「富士」を取りやすくした改定ですか？(平成23年度事業計画に富士章取得者の県連盟別年間目標数が明示されているのですが？)

A 今回の改定は、「簡易に取りやすくする」ことを目的にしたものでは、一切ございません。あくまで「青少年プログラムの総体的見直し」の一環として、ボーイ部門進級課目との累進性と継続性を念頭に置き、中間章と位置付けられる「隼」を新設して「富士へのワンステップ(階段)」を設定することなどによって、ボーイ部門からベンチャー部門への期間を通じて、常に目標設定を明確にすることを意図しています。

従いまして、「数(人数)を追い求めて取りやすくした」のではなく、「質的な向上を図りながら、日頃の活動が進歩に反映され、取り組みしやすくする」ものです。

なお、平成23年度事業計画に添付された資料と、今回のベンチャー部門進歩課目の改定とは「その協議の出発点と目的」が全く違います。事業計画書の2頁「中期事業目標」に記載のとおり「1. 会員を十分に確保する」に続き「2. 社会からの高い評価を得る」中で富士章の取得スカウトに関する目標が設定され、これにより「3. 安定的な経営を行う」ことが組織として必要になると記載されています。日本のボーイスカウト運動全体としての中期的な事業目標です。

この中期事業目標を前提として、今回のベンチャー部門進歩課目の改定が検討された訳ではございません。

Q03 VS活動の年齢の上限を18歳としたのはなぜですか？

- A 詳細は「添付資料： 」の2～3頁の提言に基づくものです。
ベンチャー隊となってから、それまでの19歳未満(ただし18歳からローバー上進可能)から部門の対象スカウトは20歳未満と、1年延長されましたが、その1年は日本の学校教育上、高校生と大学生(一部就職)という大きく環境の異なる年代にまたがることとなり、一貫性という面で課題がありました。
また、1年延長されたことから、進歩課程も間延びし、大学生の19歳になってから富士章を取得するという後半集中型になったとの問題が生じました。
今回の改定では「ボーイスカウト部門との累進性、継続性」に焦点を当て、「ボーイ進級課目のベンチャー進歩課目への一部適用を含めたこと」「富士への中間ステップとなる隼を新設したこと」から、対象スカウトの年齢幅を狭めても、挑戦意欲の点からも、富士スカウトになるまでの期間に問題はなく、学校教育に準拠した方が、ローバーへの上進を考えても望ましいとの判断から設定されたものです。

Q04 中間章とされる「隼」を設立した理由とは何ですか？ どんなメリットがあるのですか？

- A シニアースカウト進歩課程の時代(～平成11年8月)は「グリーンシニア、シニア、隼、富士」へと進歩課目が、それぞれ体力や必須野営技能が指定されて4段階存在しました。平成9年に改定されたベンチャースカウト進歩課程では、基本的に「ベンチャー章と富士章の2段階」となり、特に富士章に関しては「プロジェクトアワード」方式が導入されました。当時の改正は「野営技能中心だけでなく、それ以外の多くの分野で能力を発揮できるスカウトに関しても、富士章受章スカウトとして認定していくべき」という認識でした。
ベンチャー進歩課程になって14年が経過しましたが、その間のアンケート調査では「野営技能を取得しなくても、プロジェクトレポート作成などでの能力を有するスカウトが富士章を取得している」「ベンチャー章と富士章の間のステップ(階段、段階)があまりにも高く、富士へ挑戦しようという意欲が低下してしまう」「ベンチャー章と富士章の間に、ワンステップとなる中間の章があれば目標が設定され、富士にも届きやすくなる」などの声が多くありました。
今回の改定は、その両方の進歩課程を分析し、良いと思われる部分を導入しました。中間章という位置付けで、中間のステップ(階段)となる隼を新設したものです(注：シニア時代の隼とは全くの別物です。名前だけの踏襲です。新設であることを十二分にご認識ください)。

Q05 富士を「通過点から到達点」に設定変更したのはなぜですか？

- A 以前、「シニア富士は到達点」とされていましたが、ベンチャー富士ではその先を見据え「通過点」と認識を変更しました。しかしながら現場(研究開発協力団指導者)からの意見では「スカウト進歩課程としては最高位であり、スカウト目線では『富士は到達点』とした方が、明確なひとつの目標を付与でき、次のステップを見据えるにしても望ましい」との意見が大勢を占めました(なお、決して以前の内容へ戻すものではありません。新たな対応です。この点十二分にご留意ください)。
すなわち、「スカウトとしての、進歩課程としての到達点」です。その先、次のRSや指導者の道を否定している内容ではありません。特にRSに関してはその在り方の見直しも検討中です。
例えば、「登山では頂上が到達点となる」はありますが、到達点は終着点では無いはず。元の道を振り返りながら麓まで辿り、行程の終着点である家へ無事帰り着くまでが重要であり、全行程完遂して初めて、仰ぎ見る到達点が意味を持つものになるはず。次の山も見えてくるでしょう。その感動を後に続く人たちにも伝えていく努力も必要で重要です。その意味においてはボーイスカウト活動も同様であると判断しています。
富士スカウトがスカウト進歩課程の最終到達点であっても、ボーイスカウト活動の到達点ではなく、また「終着点」でもありません。異なる次のステージへとステップアップするための、ひとつの進歩課程上の到達点でありスカウトの最高位と認識してください。

Q 0 6 改定は全国の見や現状把握によるものなのですか？

- A 詳細は「添付資料 の5頁以降」を参照いただきたいのですが、平成19年に「研究開発」のためのガイドラインや実施要項を定め全国に案内し、全国4ヶ所で説明会を実施して、最終的には秋田から福岡までのさまざまな環境に置かれた10県連盟11こ団を「研究開発協力団」と認定して2年間の実地調査、研究、日本連盟による団訪問などを実施致しました。また並行して11こ団の指導者、地区担当コミ、所属県連盟コミと日本連盟教育本部による「運営協議会」を組織して確認と研究、協議を行い、平成21年3月には最終報告書と提言書を取りまとめました。今回の改定はこれに基づき行なわれています。十分に基本的な隊の現状把握を行った上での検討と判断しています。

Q 0 7 なぜ性急に改定を進めたのですか？

- A 決して「性急に進めた改定」ではございません。具体的な検討と実験を開始してから4年間が経過しています。この平成19年度からの4年間は当初計画どおりです。具体的には前記、及び「添付資料 や 4頁以降に詳細記載」のとおり、平成になってからの各種改定への取り組み、平成14年のBS部門プログラム改定、平成17年ベンチャー部門アンケート調査へと続き、これらを基にした平成19年度事業計画に基づく「BS - VS部門の統合再編への試み」と、継続的に見直されてきた「青少年プログラムの総体的見直し」事業の一環です。

Q 0 8 隊運営は、今までとは変わるのですか？

- A 今回は、VS部門プログラムの全面改定ではなく、VS部門進歩プログラムの改定(教育規程条文の改定)ですので、現時点では隊運営の基本は変更しない方向で進めています。従いまして、1級や菊では「隊や班での活動に進んで参加したことを班長会議で認めてもらう」との細目があり、この部分はボーイ隊長とベンチャー隊長間で十分に調整いただき、VS上進スカウトに対しても、ボーイ隊として、ボーイ隊長の範囲で認証いただくことを原則とします。なお、この件に関連して、対象となる菊挑戦スカウトの上進期日は、団や地区での上進(上進式)期日設定を個別に進級後に行うなど、一括でない「弾力的運用、配慮」をぜひご検討ください。

また、「今後もベンチャー隊の隊運営」は一切変更しないということではございません。今回は「教育規程の改定を主目的」に行いましたので、規程条文には反映できない「隊運営面」の内容に関しては、「添付資料： 2～3頁の評価と提言1」に記載の内容も含めて、改定に伴い、適切に運用されるための必要な変更を、プログラム委員会において適時検討して参ります。具体的には改定内容の施行日となる本年9月1日前、夏までに公開予定のベンチャースカウトHBや、ベンチャー隊長HBの改定版(HBとして発行するか、その資料体裁は検討中です)等でご案内していく予定です。

Q 0 9 VSに上進後もBS課目の菊にチャレンジできるとありますが、その通りですか？

- A 改定された規定「ベンチャースカウトの進歩課程 7 - 29 イ」に「1級スカウトは、1級スカウト章を着用して、引き続き菊の課目を履修する。ただし、中学校卒業後は、ベンチャー章の課目を履修する。」となっています。従いまして、中学校3年生の9月にベンチャーへ上進しても、1級スカウトが中学生である年度末までは菊スカウトに挑戦「可能」です。この場合、ベンチャー上進時期に、ボーイ隊長、ベンチャー隊長を交えてよく話し合い、計画性をもって菊スカウトへ挑戦することを指導願います。前項「Q08」記載のとおり、菊スカウトの認定はボーイ隊長がすることが原則です。なお、1級スカウトが必ず菊スカウトになってから上進しなければならないということではありません。あくまで、「自由裁量であり、挑戦可能な道を残す」対応です。中学生の内は、菊スカウトに挑戦できる方法を定めたものであり、スカウト歴への配慮や、1級スカウトの進歩、4月以降の活動に遅れが生じないよう、ボーイ隊長とベンチャー隊長の分業と連携が必要です。

Q10 BSの進級記章をつけたまま活動できるとあるが、どういうことですか？ 進歩課目、スカウトの呼称、記章の呼称は？

- A 今回のベンチャープログラムにおける、進歩課目の改定は、「ボーイスカウト進級課目との累進性、継続性」に大きく焦点を当てています。ボーイからベンチャー上進後「ボーイ隊での進級課程が一旦リセットされてしまう」というアンケート結果などの意見を踏まえたものです。その中の協議において「ボーイ隊で進級課目に挑戦し、一定の成果を得たスカウトは、ベンチャーでの進歩課目挑戦時に優位性が生まれるよう配慮するべき」との結論に達しました。
- これは、一部、ボーイ部門にも関連し「1級や菊への挑戦意欲を高める」ための対応であることを十分にご理解ください。
- 改定された規定「ベンチャースカウトの進歩課程 7 - 29 イとウ」に記載があり、「1級スカウトは、1級スカウト章を着用して～」「菊スカウトは、菊スカウト章を着用して～」とあります。具体的には1級スカウトと菊スカウトがその対象で、ベンチャースカウトとなっても着用可能です。進歩課目、スカウトの呼称、記章の呼称は次の通りです。
- ベンチャー隊に上進または入隊したスカウトの呼称「ベンチャースカウト」、記章「ベンチャーバッジ(あるいは1級スカウト章、菊スカウト章)」
- 進歩課目「ベンチャー章」、スカウトの呼称「ベンチャー章を取得したベンチャースカウト」、記章「ベンチャー章」
- 進歩課目「隼」、スカウトの呼称「隼スカウト」、記章「隼スカウト章」
- 進歩課目「富士」、スカウトの呼称「富士スカウト」、記章「富士スカウト章」
- なお、菊スカウト、富士スカウトは、新たに設定される予定の「スカウト顕彰(菊、富士)」をポケット上部に着用することが出来るよう計画中です。
- その詳細に関しては、9頁に添付の図表をご確認ください。

Q11 ボーイ1級、菊も、上進後、ベンチャー章取得と要件にありますが、その取得方法や内容、進め方は？

- A 改定された規定「ベンチャースカウトの進歩課目 施行細則 7 - 59 - 1」にベンチャー章の細目が定められていますが、ご確認いただければ判明するとおり、1級スカウトや菊スカウトの取得時に、既に取得済みの細目が多いはずで、1級スカウトや菊スカウトは、残りの細目を履修することで、ベンチャー章を取得することが出来ます。ボーイ隊で1級スカウトや菊スカウトになれば、期間短縮が図られ、隼スカウトへの挑戦開始に関して、初級や2級のスカウト、ベンチャー隊から入隊したスカウトに比べ、ボーイ隊で努力した分、期間的にも優位性が出ると判断しています。

Q12 ベンチャー章の進歩課目の中にBSの項目が含まれるが、これは、誰が(BS隊長か、VS隊長)認定するのですか？(VS上進後の1級、菊の認定者や認定方法も含めて)

- A 前項「Q11の回答に記載」のとおり、1級スカウトや菊スカウトはすでにボーイ隊長により多くのベンチャー章の細目を認定済みのはずです。未履修細目のみがベンチャー章の進歩課目となり、これを併せてベンチャー隊長の認定となります。
- 初級スカウトや2級スカウトも同様です。ベンチャー隊から入隊したスカウトに関しては全てベンチャー隊長の認定となります。
- ただし、ベンチャー章の課目を高校生年代が取り組む場合は、ターゲットバッジの細目をそのまま履修するのではなく、隊の状況や構成を踏まえて、ベンチャー上進後は、ターゲットバッジの取得ではなく(取得は出来ませんので)「ベンチャー章課題の主文の内容に沿っての履修」を行ってください。

Q 1 3 平成23年9月から施行となっているが、現在のV Sに在籍しているスカウトはどうなるのですか？

- A 詳しくは、この後の「Q 1 7」回答と、9頁に添付の図表に記載しています。ご確認ください。
現時点(平成23年5月)で、ベンチャー隊に所属しているスカウトは16歳以上(高校1年生相当)のはずです。現行規程内容は平成26年3月31日まで、3年間有効ですので、現行の進歩課目で富士章に挑戦することができます。
また、本年9月から施行の改定規程の進歩課目に沿って、18歳となる年度末までに準や富士に挑戦したい場合は、所属隊長と十分に話し合っ、現時点から準備を開始し計画を立て、挑戦していくことも可能です。
但し、平成23年度7月の時点で、高校2年生であるベンチャースカウトは、改定された進歩課程で富士章に挑戦する場合、18歳に達した年度末までの期間が約1年7ヶ月しかありません。このことを十分に認識の上、準章取得～富士章取得期間に関して、スカウトは隊長とよく話し合い、指導者側も細目の履修済み内容に関して、適切な配慮と判断を以って、地区や県連盟の担当コミッショナーとも連携して、取り組むようお願い致します。

Q 1 4 進歩課目の履修はB S時に履修したのもも有効ですか？

- A 前記、「Q 1 1の回答に記載」のとおり、1級や菊の内容の一部は有効ですが、改定されたベンチャー章の細目に該当しない部分は、新たに取得する必要があります。
ボーイスカウト隊で取得した技能章は、富士取得までの4つの必修技能章と1つの選択技能章に該当する場合有効です。

Q 1 5 18歳でV S活動は、終了となるが、その後はどのようなになるのですか？

- A ベンチャースカウトの対象年齢は平成26年度以降、満18歳を迎えた年度末(3/31まで)となります。その後のボーイスカウト活動に関しては、通常どおり「スカウトと隊長で十分に話し合っただけことが前提」となりますが、基本的にはローバー隊への上進が大前提となり、18歳となりますので、指導者への道も選択枝として開かれることとなります。

Q 1 6 高専に在学のスカウトはどうなるのですか？

- A ベンチャースカウトに登録できる上限設定は、義務教育外ですので、学年ではなく「満年齢」での表記となります。従いまして、学年に関係なく18歳に達したその年度末までを以って、次の段階へ(R Sへ上進、もしくは指導者の道へ)ステップアップしていただくこととなります。
なお、「18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの青年」という複雑な文章は、義務教育でない高校生の第3学年末を、4月1日生まれのスカウトに配慮した表現になっています。

Q 1 7 移行期間は3年間とありますが、実際はどうなるのですか？

- A 平成23年3月8日開催の日本連盟理事会において、以下のとおり進めることが承認されました。
「ベンチャースカウト部門(一部ボーイスカウト部門)の対象と進級・進歩課程に関する教育規程改定」
承認日:平成23年3月8日
公布日:平成23年4月1日(公開する日) 1
施行日:平成23年9月1日(実施する日) 2
1 一般的なプログラム開始月に合せること、全国への周知、理解浸透の準備期間を設けて実施することを目的に、公布日から5か月後に施行日を設定した。
2 「現行規程」から「改正規程」の移行期間(並行実施の効力期間)は公布日から3年間とする。
・従って、「現行規程」は、平成26年3月31日(平成25年度末)に失効する。
・平成26年4月1日(平成26年度)以降は、この「改正規程」の内容のみが有効となる。

従いまして、対象となるスカウトは所属隊長と話し合い、原則的には自由裁量であり期間中の変更も可能ではありますが、以下いずれかの選択をお願い致します。

*現時点で現行の進歩課目に取り組み富士章を目指すベンチャースカウト(移行期間。 選択)
平成25年度末までの完遂を目指して取り組む(隼なしで富士章へ挑戦)

本年9月以降からの改定内容に基づき、ベンチャー章、隼を含め、富士取得へ挑戦する。

(注記：平成26年3月31日時点で、満19歳以上となるスカウトは、前記「Q13」のとおり、9頁に添付の図表をよく確認して、適切な選択を行ってください。)

*本年9月以降にベンチャー隊へ上進する予定のボーイスカウト(改定施行日以降)

=ボーイ隊進級課目に挑戦しながら、改正された進歩課目に基づき、隼、富士を目指す。

(注記：あくまで自由裁量ではありますが、日本連盟プログラム委員会としては、改定された進歩課目内容に取り組むことを推奨します)

Q18 旧の課目を履修し、新課目に認定できるのですか？

A 現行規程に示す進歩課目のベンチャー章と改定されたベンチャー章の細目は異なります。従いまして、そのまま取得済みと認定することはできません。

しかし、旧課程の入隊の条件やベンチャー章の細目の中で読み替えられる部分(11頁に添付の図表「ベンチャー章課目とボーイ課目との関連」を確認願います)については、隊長の裁量の中で積極的に細目単位で認定をお願いします。未履修の細目に関しては新たに取得する必要があります。

Q19 隼章の面接、交付はどのように行うのですか？

A 隼スカウトは、ボーイ部門の菊スカウトと同じく、所属県連盟の認証です。詳細規程は、改定規定の「7-41、7-43」をご確認ください。なお「隼スカウト面接申請書」の様式は日本連盟でひな形を作成済みです。今後、県連盟へ公開します。所属県連盟ではこれを基にした様式を別に作成される場合が在りますので、本年度夏以降に所属県連盟へご確認ください。

Q20 プロジェクトアワードの名前をバッジに変更したのはなぜですか？

A 現行の「プロジェクトアワード」の名称については、「本来、プロジェクトを完遂した結果、(富士章などの)アワードが取得できるという性格のものであり、現状の名称は実態に即していない」との指摘がありました。そのため、今回の改定では、「アワードの名称は進歩記章に適用することとし、ベンチャープロジェクトの8つの分野は「バッジ」の名称を用いることが適切との判断から変更されました。

Q21 プロジェクトの分野にジュニアリーダーが新設されているが、これはどんなものですか？

A 現行のプロジェクトの分野は「社会・地球環境」「国際文化」「高度な野外活動」「体力・スポーツ」「文化活動」「専門・得意分野の探求」「奉仕活動」の7つですが、この中の「奉仕活動」については、「地域社会や学校、他団体への奉仕」や「地区、県連盟、日本連盟、団の行事などに奉仕」、「ベンチャー隊以外への準指導者の奉仕」などがあり、関わり方がそれぞれ異なるため「分けて考えるべき」との判断に至りました。

このことから、「奉仕活動」は「隊以外の組織への奉仕活動」とし、「所属団や友好団の他部門隊への継続的な奉仕活動」を「ジュニアリーダー」として区別することとし、今回、8分野目として新設したものです。

全国さまざまな団や隊において、置かれた状況は様々と思います。団内のジュニアリーダーとしての活動と、地区以上への奉仕活動の違い、この点を十分ご理解の上、対処をお願い致します。

Q 2 2 ジュニアリーダーの「意味合い」とは何ですか？

- A 前項「Q 2 1の回答」をご確認ください。また、「添付資料の 2 頁の評価と提言 2 .」に基づいた設定です。再度ご確認ください。

Q 2 3 ベンチャーや隼、富士の進歩に関する内容が、条文の本則は章の説明で、進歩の具体的な課目内容は施行細則（参照の記載あり）と、分かれて記載されているのは何故なのですか？

- A 現在の教育規程は、本則と施行細則に分かれて記載されています。「基本となる内容は本則に、その詳細内容は施行細則に（例：チャレンジ章、ターゲットバッジ、技能章など）」となるのが、原則ですが、以前より「第7章 教育の方法」に関しては重要部分として本則として詳細の細目が記載されています。日本連盟ではこの規程集の内容整理や体裁などを見直す「教育規程改定検討タスクチーム会議」が組織され、その検討の中で「本則にはその意味を示す、詳細内容に関しては施行細則にまとめる」との方針が示され、その指導に基づき、今回のベンチャープログラム進歩課目の改定内容も整理し分離を行いました。今後、ビーバー、カブ、ボーイの進歩課程に関しても同様に整理し、施行細則への分離が行われる予定です。
- 上記を前提として改定では、「行うことによって学ぶ」の教えによる、「規程に定められた進歩課目を修了すれば進歩できる。」という概念にとらわれることなく、規程に定められたベンチャースカウトの教育および目標の達成のためにはどのような活動が必要かを考え、それぞれの進歩段階で「望まれるスカウト像」を本則に掲げました。個人の進歩課目の達成度合いにつきましてはスカウトごとにベンチャースカウトの教育および目標、本則が達成されたかをご判断ください。

Q 2 4 富士挑戦時のプロジェクトに、その実施時期とか内容に縛りはありますか？

- A 規程の施行細則「7-61-1 ア」に記載の通り「隼スカウトになった後、」のプロジェクトです。当然ながら隼取得後に挑戦したプロジェクトとなります。隼スカウトの富士取得への挑戦プロジェクトですので、隼挑戦時に取得したプロジェクトは対象外です。プロジェクトの分野は、隼挑戦時に取得したプロジェクトバッジと異なる分野であること、内容も隼挑戦時より高度なものであることが求められます。できれば、視野を広げるためにも、社会・地球環境や国際文化など、進歩課目の内容にはない分野での取得をご指導ください。
- また、「活動チームのチーフとして」とは、例えば、後輩にチーフを譲り自身がアシストとして参加するような場合でも、的確に指導力が発揮され、留意点や安全確保など視点を変えた評価やプロジェクト遂行への寄与が認められれば認定されるでしょう。

Q 2 5 今回の改定はV S 進歩課目の改定のみですね？ ボーイ部門やローバー部門の見直しはどうなるのですか？

- A 今回の規程改正は、一部ボーイ部門の改定（初級 7-54 の追加）を行っていますが、基本的には「ベンチャー部門進歩プログラムの規程改正」です。現時点ではボーイ部門進級課目の具体的な見直しまでは至っておりませんが、予定はしております。
- 従いまして、ボーイ部門やローバー部門の内容に関しても、「総体的な青少年プログラムの見直し」という日本連盟の事業計画による命題の元、引き続き協議を行います。
- また、改定された規程の条文内容（進歩課目内容）に関しても、この4年間の研究開発から導き出された現時点の改定ですが、「今後3年間は絶対に改正しない」というものでもございません。より現状と将来に即した内容へと、意見を伺いながらプログラム委員会で検討し、改正案を上程するなど、徐々に改善していく方針です。その点を含め、今後も、継続的にご意見をいただけますようお願い致します。

進歩課目について 考え方と認定の仕方

集 規程 施行細則 7-60-1

スカウト技能

- ア 2人以上のベンチャー隊のスカウトとともに、安全と衛生及び環境に配慮した2泊3日以上
の探検旅行を計画し、隊長の承認を得て実施して報告する。

Q 「探検旅行」とはどういった内容ですか？

- A 一般的名称を使えば「遠征」であり「冒険（アドベンチャー）旅行」です。団所在地や自宅近く
での宿泊を伴う活動ではなく、遠方に出かけての活動です。また、野営や固定キャンプ、移動キ
ャンプとの用語は使用していませんが、「探検」の旅行ですので、その点を十分にご認識ください。
なお、日本連盟ではホームページの用語集の中で以下のように記載しています。併せてご確認く
ださい（HPアドレス http://www.scout.or.jp/j/youth/yougo/yougo_a.html）

エクスペディション（Expedition）英語：の項目

探検旅行、遠征。ボーイスカウト教育では、年齢による部門に係わりなく、各種の活動を多彩な用語を使うことによって参
加するスカウトたちの興味を盛り上げ、活動の参加目的をイメージさせている。エクスペディションを年少のカブスカウトで
使っている国もあるが、日本では概ねベンチャーやローバースカウト部門の高度な探検または冒険旅行に用いている。
なお、日本では遠征の語は、征伐を目的にした歴史上の事件を想起させ、国際友情を重んずる運動の趣旨にそぐわない
ことから、この用語は使わない指導がなされている。

なお、探検旅行に関しては、スカウトの安全面の事前協議と対策実施を必ずお願い致します。
保護者の同意を得られやすい対策を、団委員長承認の元に講じて実施してください。

その他、進歩以外に関する部分

**Q 2 6 研修所（実修所）におけるBS、VS課程での進歩に関する説明の方針は（いつから、どの内
容で説明するか？セッション内容は？）どうなるのですか？**

- A 平成23年4月付けで、以下の2種の文書（ ）が、各対象者当てに発信されています。
宛先 平成23年度ウッドバッジ研修所 ベンチャースカウト課程開設県連盟 県連盟コミッ
ヨナー各位
宛先 平成23年度ウッドバッジ研修所 ベンチャースカウト課程 所長各位
名称「ベンチャースカウト部門の教育規程一部改定に伴う訓練コースにおける説明について」
発信「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 事務局長 吉田 俊仁」
依頼事項「§5 ベンチャースカウト年代の特性」で、ベンチャー部門の「教育の区分と対象」
の規程が改正されたことをお伝えください。その他改定された規定の運用に関しては、
今後資料を作成し、各県連盟を通じて周知する予定です。

標記2種の文書に記載された、改正分規程内容の標記に誤りがありました。お詫びして訂正さ
せていただきます（詳細に関しては、別配布の担当部署からの「訂正文書」をご確認ください）

- * 第3章 団 3 - 7 3 及び 3 - 7 4 の条文後に存在する、以下の記載は誤りですので、削除
をお願い致します。

（施行：平成23年2月20日、平成22年4月1日遡及適用） = 記載誤り、要削除。

現在、運用に関する資料（各種ハンドブック用資料）をプログラム委員会において作成していま
す。今後、日本連盟指導者養成委員会の協力、指導を経て、ベンチャースカウト進歩プログラム
に関する資料を、本年8月を目途に配布していく予定です。今しばらくお待ちください。

以上

ベンチャー進歩課程改正に伴う移行について

「ベンチャースカウト部門進歩プログラムに関する教育規程及び関連する教育規程の一部改正について」
 公布が平成23年4月1日、施行が平成23年9月1日。
 ただし、公布日(平成23年4月1日)より3年間(平成26年3月31日)まで移行期間を設ける。

ベンチャースカウトの対象年齢は平成26年度以降、満18歳を迎えた年度末(3月31日まで)となります。
 ベンチャースカウトに登録できる上限設定は、義務教育外ですので、学年ではなく「満年齢」での表記となります。
 従って、学年に関係なく18歳に達したその年度末までを以って、次の段階へ(RSへ上進、もしくは指導者の道へ)
 ステップアップすることになります。

選択肢

- 旧進歩課程でベンチャー活動を行う。
- 新進歩課程でベンチャー活動を行う。

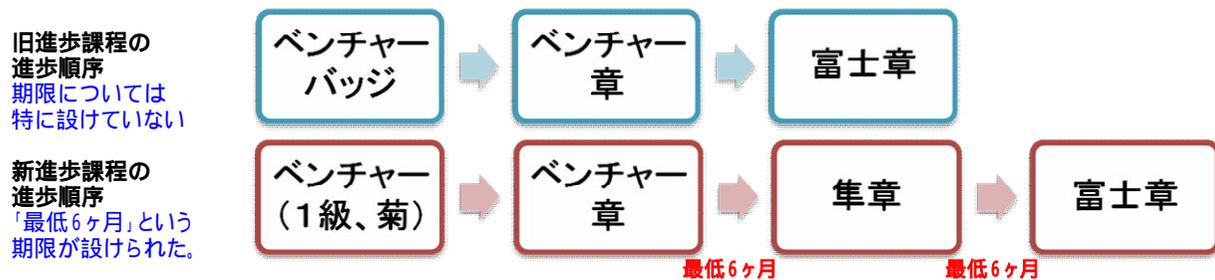
学年年齢 (H23.4/1付)	詳細	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	と の選択について
		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度			
		4 / 1	9 / 1	3 / 31	4 / 1	3 / 31	4 / 1	3 / 31	4 / 1	3 / 31	4 / 1		
(大学2年生) (19歳)	20歳に達する前日までベンチャー隊にとどまれる	旧進歩課程で		ローパー隊に上進									全員 のみ
(大学1年生) (18歳)	20歳に達する前日までベンチャー隊にとどまれる	旧進歩課程で		20歳		ローパー隊に上進							全員 のみ
高校3年生 (17歳)	20歳に達する前日までベンチャー隊にとどまれる	旧進歩課程で		19歳		20歳		ローパー隊に上進					全員 のみ
高校2年生 (16歳)	20歳に達する前日以前に、移行期間が終わる。	旧進歩課程で				19歳		ローパー隊に上進					かどちらか選択。 しかし「隼」を選択する場合は一年半で「隼」「富士」にチャレンジすることとなる。取得済みのプロジェクトアワード等を積極的に新進歩課目履修として読み替える
	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	新進歩課程で		18歳		ローパー隊に上進							
高校1年生 (15歳)	20歳に達する前日以前に、移行期間が終わる。	旧進歩課程で				18歳		ローパー隊に上進					かどちらか選択。 を選択する場合は取得済みのプロジェクトアワード等を積極的に新進歩課目履修として読み替える。
	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	新進歩課程で				18歳		ローパー隊に上進					
中学3年生	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	BS		新進歩課程で				18歳		ローパー隊に上進			この年代以降は の選択のみ

1級スカウト章、菊スカウト章を着用してベンチャー課目にチャレンジする。
 また、旧課程で「ベンチャー章」課題を終了していて、「新課程」に移行する場合は、「(新)ベンチャー章」の課題は入隊時の条件や修了済みの課題を積極的に読み替えて不利にならないよう配慮します。

移行期限

(注)旧進歩課程では、次の進歩への最低履修期間は細目に明記されていませんでした。
 新進歩課程においては、「隼」「富士」の細目に、それぞれ「最低6ヶ月間ちかいかいとおきての実践に最善をつくす」という項目に改正されています。
 その点にスケジュール管理に注意が必要です。

**上進の時期について。ここでは日本連盟や多くの県連盟が採用している事業年度3月末を基準としています。
 そのため、各団が採用している上進時期(9月~翌3月)との差違については、各団で判断・調整してください。
 18歳になった年の翌年の加盟登録区分は「ローバースカウト」となります。



ベンチャースカウトの進歩課目

ベンチャー章 課目	準 課目	富士 課目
(本則7-59)ベンチャー章取得スカウトは、次のような青年を目指しています。 ベンチャースカウトは、自ら考えて行動することを基本とし、積極的に活動へ参加し、自身とグループの成長のため、適切な評価と、責任を果たすことができるスカウトである。	(本則7-60)準スカウトは、次のような青年を目指しています。 準スカウトは、自己の確立のために健康を築き、高度な野外活動に挑戦することで技術の向上を図るとともに、積極的な奉仕活動の実践を通して公共心を身につけることができるスカウトである。	(本則7-61)富士スカウトは、次のような青年を目指しています。 スカウトの最高位である富士スカウトは、ベンチャースカウト活動の目標を達成し、社会の一員としての自律と責任、公共心を備えた、より良き公民となれるスカウトである。
(1)基本 ア 「ちかい」と「おきて」の意味を理解し、その実践に努力する。 イ 創始者バーデン・パウエルの大要を知る。 (ターゲットバッジ「A8 B-P 細目1・3・4」の履修で終了と認める) ウ ベンチャースカウトとして取り組みたい活動と将来の抱負を指導者と話す。	(1)基本 ア ベンチャー章を取得してから、最低6か月間「ちかい」と「おきて」の実践に最善をつくす。	(1)基本 ア 準スカウトとして、最低6か月間「ちかい」と「おきて」の実践に最善をつくす。 イ 現在の自分の考えと将来の進路についてまとめ、その内容について指導者と話し合う。
(2)スカウト技能 ア ターゲットバッジ「E1 キャンプ企画」の6細目をすべて修得する。 (マスターバッジの取得で終了と認める) イ 隊長及び保護者の同意の下にキャンプを計画して実際に行う。 (1級章課目「(1)キャンピング 細目エ」の履修で修了と認める)	(2)スカウト技能 ア 2人以上のベンチャー隊のスカウトとともに、安全と衛生及び環境に配慮した2泊3日以上以上の探検旅行を計画し、隊長の承認を得て実施して報告する。 (探検旅行とは、一般の名称を使えば「遠征」であり「アドベンチャー旅行」となります。) イ 筏、軽架橋、信号塔など大型の構築物1つを作製する。 ウ 次のスカウト技能のいずれかをボーイスカウト隊で指導する。 「(ア)計測」「(イ)通信」「(ウ)ロープ結び」	(2)スカウト精神 ア 「スカウティング・フォア・ボーイズ」のキャンプファイア物語21、22、及び26を読み、内容について指導者と話し合う。 イ 地域社会や学校などでの奉仕活動を企画し、隊長の承認を得て実施して報告する。
(3)スカウト精神 ア 隊、団、その他の活動に対して積極的に奉仕する。 (ターゲットバッジ「A9 リーダーシップ 細目2・6」の履修で修了と認める)	(3)スカウト精神 ア 他部門の活動へ6か月以上にわたり奉仕するか、地区、県連盟、日本連盟の行事などに奉仕し、その実績を報告する。 (ベンチャースカウトとして、継続して)	(3)信仰 ア 宗教章を取得するか、又はその取得に努力をする。 (努力中とは宗教章取得の過程にあることが求められる。)
(4)信仰 ア 信仰奨励章を取得していないスカウトは、信仰奨励章を取得するか、又はその取得に努力をする。 (ボーイスカウトのうちに取得することが望ましいが、この段階では、まだ「努力目標」です。)	(4)信仰 ア 信仰奨励章を取得する。 (信仰奨励章は必須です。既に「宗教章」を取得しているスカウトも、信仰奨励章は取得しなければなりません。)	(4)技能章 ア すでに取得した技能章と野営管理章を含め、合計5個以上を取得する。(野営管理章と1つ以上の選択技能章は、B52級～準の間に取得したもので有効です。)
留意点 ベンチャー章課目の履修認定は、すべてベンチャー隊指導者が行う。ボーイ時代に認定されたものは、改めてベンチャー隊指導者がそのまま再認定する。これは「再審査」ではなく、ベンチャー章細目の「認定署名」欄には、ベンチャー隊指導者がサインをするという意味である。 履修の基本は課題本文(黒文字)の通り履修することである。ボーイスカウト時に、該当する()かっこ細目(上記「朱書」の部分)を履修していれば、その細目は読み替えてそのまま認定するというものである。 (2)アの履修については、ベンチャー隊指導者の認定となる。ボーイ時代に認定された細目がある場合はそれをそのまま認める。	(5)技能章 ア 炊事章、野営章、救急章を取得する。 (ボーイスカウト2級～ベンチャー章で取得した上記の技能章は有効です。)	(5)成長と貢献 ア 準スカウトになった後、個人又は活動チームのチーフとして、ベンチャープロジェクトを計画し、隊長の承認を得て実施し、評価を含めた報告書を提出してプロジェクトバッジの認定を受ける。 (準スカウト後のベンチャープロジェクトに限る)
留意点 ベンチャー章を取得したスカウトは、ベンチャープロジェクトに挑戦し、達成後にプロジェクトバッジを取得することができる。 ベンチャープロジェクトとプロジェクトバッジについては、別に定める。 ベンチャープロジェクトは、自己の成長や社会に役立つための課題を選定し、隊長の承認を得た上で計画して実施し、報告することにより達成する。 プロジェクトバッジは、1つのベンチャープロジェクト達成ごとに取得する。 プロジェクトバッジの分野は8つとする。	(6)成長と貢献 ア ベンチャープロジェクトを実施し、プロジェクトバッジ1個以上を取得する。 (「ジュニアリーダー」が追加。ジュニアリーダーとは、ここでは、「所属団や協同活動団の他部門隊での指導者として奉仕する活動」のことを指します。団以外の組織への奉仕活動は「奉仕活動」とします。)	留意点 ベンチャープロジェクトについては、アワードがバッジという名称に変更された。 富士として求めるベンチャープロジェクトは、3つから1つに。ただし、「個人」あるいは「チーフ」としての立場での実施と、「準」以上の内容であることが求められ、必修科目に無いテーマの設定が望まれる。

赤文字 読み替え措置があるもの

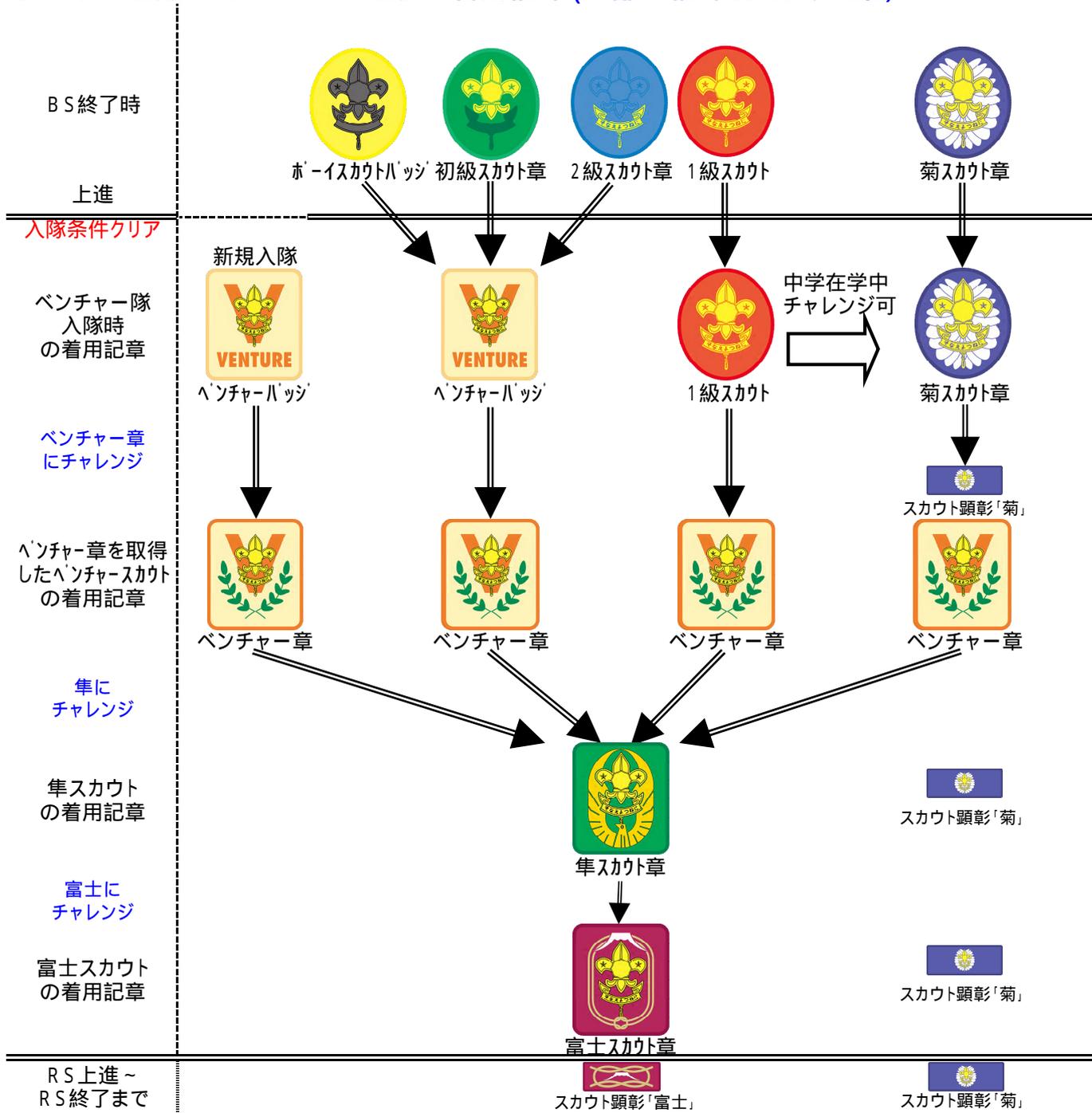
青文字 注釈

ベンチャー章課目とボーイ課目との関連

ベンチャー章課目		ボーイ課目			留意点	旧課程「ベンチャー章」取得済みで 新課程へ移行の場合	
7-59-1	(1) 基本	2級	1級	菊			
	ア 「ちかい」と「おきて」の意味を理解し、その実践に努力する。			7-57-(1)	「ちかい」と「おきて」の実践に努力して他のスカウトの模範となる。	入隊条件で認める。 「ちかい」と「おきて」に基づいた活動をすることを認める。 菊スカウト課目修了で認める。	
	イ 創始者ベアデン - パウエルの大要を知る。 (ターゲットバッジ「A8 B-P 細目1・3・4」の履修で終了と認める) A8-1 ボーイスカウトの創始者ロバート・ペー・知り、隊集会、班集会または家族に話をする。 A8-4 「スカウティング・フォア・ボーイズ」の興味のあったところの感想文を書く。	7-55-(4)	7-56-(4)	7-57-(1)	選択課目の「A スカウト精神」の活動からターゲットバッジを1つ修得する。	BS課程では、特にA8との限定はありません。 また、ターゲットバッジ「A8-1.3.4」という細目の準用であって、ターゲットバッジ「A8 B-P」の取得ではありません。 ベンチャー部門では、ターゲットバッジそのものは修得できませんので、あくまで主旨は細目(イ)の主文の履修です。ボーイスカウト時代に当該ターゲットバッジの細目を履修済みの場合に限り、読み替えるというものです。 主文の認定レベルは、ボーイ課目以上のベンチャーにふさわしいレベルが求められます。	
	ウ ベンチャースカウトとして取り組みたい活動と将来の抱負を指導者と話す。						入隊条件で認める。 隊長に、人生設計に係る進路と、ベンチャー活動に対する抱負を話す。
(2) スカウト技能	2級	1級	菊				
ア ターゲットバッジ「E1キャンプ企画」の6細目をすべて修得する。 (マスターバッジの取得で修了と認める)			7-56-(1)	選択課目の「E スカウト技能 キャンピング」の活動からターゲットバッジを2つ修得する。	BS課程では、特にE1「キャンプ企画」の取得の限定はしていません。	ベンチャー章課題修了で認める。	
E1-1 キャンプ地を選んではいけない場所・地域について説明する。 E1-2 キャンプ中の危険防止と衛生を保つ方法を説明する。 E1-3 2泊3日のキャンプに必要な個人携行品一覧表を作成し、正しくパッキングを行う。 E1-4 班キャンプを実施するために必要な事項を調査し、計画書を作成する。 E1-5 キャンプ終了後にしなければならないことを説明する。 E1-6 キャンプにおける荒天対策の方法を説明する。	7-55-(2)		7-57-(3)	選択課目の「E スカウト技能 キャンピング」の活動からターゲットバッジを1つ修得する。	ベンチャー部門では、ターゲットバッジ・マスターバッジそのものは修得できませんので、ボーイスカウト時代に当該マスターバッジの履修済みの場合に限り、修了と読み替えるというものです。ただし、ボーイ時代に認定を受けた細目は活かし、残りの細目のみを履修することで終了と認定します。	地形図とコンパスを使って指定された地点に到達する。 安全確保と応急処置について知り、実行できる。 隊で定める結索10種類ができる。	
イ 隊長及び保護者の同意の下にキャンプを計画して実際に行う。 (1級章課目「(1) キャンピング 細目エ」の履修で修了と認める) (1)エ 隊長及び保護者の同意の下にキャンプを計画し実際に行う。						自ら計画した一泊単独キャンプを隊長の承認を得て実施する。	
(3) スカウト精神	2級	1級	菊				
ア 隊、団、その他の活動に対して積極的に奉仕する。 (ターゲットバッジ「A9 リーダーシップ 細目2・6」の履修で修了と認める)	7-55-(4)	7-56-(4)	7-57-(1)	イ 選択課目の「A スカウト精神」の活動からターゲットバッジを1つ修得する。	BS課程では、特にA9と限定はありません。 また、ターゲットバッジ「A9-2.6」という細目の準用であって、ターゲットバッジ「A9 リーダーシップ」の取得ではありません。 ベンチャー部門では、ターゲットバッジそのものは修得できませんので、あくまで主旨は細目(ア)の主文の履修です。ボーイスカウト時代に当該ターゲットバッジの細目を履修済みの場合に限り、読み替えるというものです。 主文の認定レベルは、ベンチャーにふさわしいボーイ課目以上のレベルが求められます。	ベンチャー章取得前、取得後の出席率や貢献度で認める。	
A9-2 学校の自治会や部活動等に積極的に参加し、できれば役員、各種委員等をつとめる。 A9-6 隊活動に積極的に参画する班長、次長、上級班長、隊付等をつとめる。(隊長が同等と認めた場合は、上記役務に限らない)							
(4) 信仰	2級	1級	菊				
ア 信仰奨励章を取得していないスカウトは、信仰奨励章を取得するか、又はその取得に努力をする。			7-6-1	初級章以上のボーイスカウト、及びベンチャースカウトが対象。	既に「宗教章」を授与されているスカウトも「信仰奨励章」の取得は必要です。 (各教宗派の礼拝の作法に基づいたスカウトOWNを積極的に実施してください。)		

青字 ボーイスカウト時に、このターゲットバッジ等の細目を履修していれば、ベンチャー章の当該細目に読み替えて認定できるもの。再考査の必要はない、そのまま認定する。
ベンチャーで履修する場合は、細目(斜体)を履修することが原則。その場合の認定基準は、ターゲットバッジ課目の内容と同等もしくはそれ以上のレベルを満たしていることが求められる。

ボーイの進級・ベンチャーの進歩と着用記章(一部の記章は現時点案)



申請 面接 授与

申請・面接区分



ベンチャー章 隊長 団に申請、団で面接、団で授与



集

隊長 団に申請 団で面接、(地区に申請) (地区で面接、) 県連に申請 県連の責任で面接、記章交付 地区または県連で授与式



富士

隊長 団に申請 団で面接、(地区に申請) (地区で面接、) 県連に申請 県連の責任で面接、日連に申請、記章交付 地区または県連で授与式